

△調査報告▽

京都泉涌寺古文書採訪記

京都市東山区の南郊泉涌寺山内町に古義真言宗大本山泉涌寺がある。天長年間に空海が営んだ草庵法輪寺が、その前身であるという。斉衡二年、左大臣藤原緒嗣は山莊を寺として仙遊寺と号した。建暦元年に帰朝した入宋僧俊苒は戒律の復興、弘伝を図り、これに帰依した大和守信房が月輪の宅地と仙遊寺故址を建保六年に寺地として寄進したという。

承久元年、俊苒はこの地に純然たる宋朝様伽藍の建造を發願し、諸方の寄進を仰ぐために勸進疏を作った。「泉涌寺勸縁疏」(国宝)として現存している。七年後の嘉祿二年には大伽藍が完成した。泉涌寺の草創である。

承久の乱後の混乱期に崩御された四条天皇の御葬儀は、京洛各寺の拒否にあった。その時に御葬儀を引受けたのが泉涌寺である。以来、皇室との結び付きが強くなり、中世、近世を通じて皇室御菩提所となった。そのために、この寺の寺宝は皇室関係のものが多く、歴代天皇御念持仏を初めとして、各天皇、皇族方の御遺品が数多く伝蔵されている。寺宝は寛文八年

建立の宝蔵内に納められており、その中に納められた古文書類も多い。

昭和四十五年八月、泉涌寺より、宝蔵内の整理を依頼され、学習院大学史学科有志によって、同年九月より整理作業を開始した。以後、昭和四十六年三月、八月と三回にわたって整理、調査をすすめ、その一部を完了した。調査に参加したのは、村尾元忠・伊藤一美・山中清孝・吉井宏・大三輪龍彦(以上大学院)水村恵子・松井和子・加藤はるみ・小松大秀・松平秀治である。現在までに、中世・近世約二千点の古文書類について、整理をした。その内容は、寺領関係・経済関係・開山国師御遠忌関係・日記類などであり、後水尾天皇から孝明天皇・皇后・女院の御葬礼記録等については未整理である。ここでは整理完了分の一部紹介と所見を誌して中間報告としたい。

一 鎌倉時代の古文書

泉涌寺開創期の古文書は、開山俊苒国師の自筆文書が僅かに遺されているだけであった。前に触れた「泉涌寺勸縁疏」は、大判の色替り彩蠟箋に黄山谷流の堂々たる書体で書かれており、「承久元年十月日、都勸縁新入宋学法比丘俊苒」の款記がある。次には俊苒が弟子心海に嘉祿三年に与えた法語Ⅱ附法状を挙げねばなるまい。ともに宋朝風の力強い書体で書かれてお

り、俊苜自筆の書で国宝に指定されている。俊苜自筆と伝えるものとして他に「止観大意」一冊を残す。

寺領関係の文書は、永仁年間の二通が残っている。永仁四年六月一日のものは次のような六波羅御教書である。

泉涌寺領撰津国湖江新免

雑掌円実与瓦林左衛門入道

観法并主殿所番頭元広本

庄下司左衛門尉季範等相論

新免内田参町余事

右任今年三月十二日関東御

下知可被沙汰之状如件

永仁四年六月一日

越後守平朝臣(花押)

丹波守平朝臣(花押)

これは寺領内で起った雑掌と下司等との相論に対する六波羅探題の裁決を示した文書で、撰津国湖江新免が、この時期にすでに寺領であったことがわかる。湖江新免は以後の文書にもしばしば現われるが、他文書では湖江新免となっているので、これは「湖」が「潮」の誤まりと思われる。

次いで永仁六年の文書は、九条前関白家政所下文で次に示す。

前関白家政所下 泉涌寺

可早任天徳官符以下旨被優仏施入

停止東九条御領沙汰人等^(マ)盤妨為当

寺領進退領掌山城国紀伊郡苦手

里参拾参坪田沓町事

右得当寺解状俣件田者沙弥蓮性相伝之地

而依有由緒永所寄附寺院也爰東九条

御領沙汰人等為御領内之由^(マ)掠申去年

被尋下寺家之間天徳年中被成下官符之

以来雖送数百歳星霜曾無他妨就中

峯殿御时被経御沙汰被止押妨之儀被

成下御教書畢且件名田全非御領内之条

所備進次第証文明鏡之由就言上忝被

聞食被子細畢九当寺代々御帰敬異他

当御代剩又以御領内所被寄附也然者為

被断絶後代之牢籠被成下慙之政所

御下文者弥欲奉祈 殿中御繁榮乎者

早任申請依天徳官符并 峯殿御教

書等之旨永停止東九条御領沙汰人等之

濫妨可令師跡相統進退領掌之状所仰如件

寺家宜承知敢勿違失故下

永仁六年十一月 日 案主左衛門尉中原

別当勘解由次官藤原朝臣(花押) 大従木工助安倍(花押)

鎌倉時代末期の寺領の一つとして山城国紀伊郡苦手里の名が

見える。苦手里は中世を通じての寺領であった。天徳の官符の内容はよくわからないが、泉涌寺の成立が鎌倉時代初期であるから、この官符は寺とは直接に関係があるものではないであろう。峯殿すなわち光明峯寺殿藤原道家の時に泉涌寺との関係が生じたものと思われる。藤原道家は俊苧に深く帰依し、授戒の師とした。そのような関係から寺領寄進が行なわれたものであろう。寺地の寄進を行なった大和守信房、つまり豊前国伊方荘地頭信房と共に有力な外護者の一人として、九条道家の存在を知ることがができる。

鎌倉時代の古文書は僅かしか伝えられていないが、その理由は次にあげる南北朝時代の文書にくわしい。

二 南北朝時代の古文書

南北朝時代の古文書では、「建武四年寺領紛失記」という軸外題のある一巻が蔵されていて、泉涌寺別院二階堂領の寺領文書紛失の為、その証明に関する文書四通が収められている。

それによれば、泉涌寺別院二階堂領として比丘尼蓮念寄進の九条田二段・比丘尼妙心寄進の七条町北頬、自町東・比丘尼淨因寄進の八条油小路・沙弥蓮寂并淨因寄進の北大宮田地五反十歩の四ヶ所があったが、「去年（建武三年）八月廿三日、東山襲来軍旅、乱入当寺、三ヶ日之間張軍陣於寺内、集党類於蘭室

寺辺之放火、仏物之劫奪、道具靈宝、不残一塵聖教多以散失、凡未曾有次第也、仍件田地相伝之券契、同令紛失訖」という事件で寺領相伝文書を紛失してしまつたという。そのために、関係者の証判を求めたのが、第一号文書である。本寺知蔵比丘高英、知客比丘仙季、維那比丘元祚、監寺比丘全智、都寺比丘印俊、首座比丘知秀、泉涌寺住持重俊、東福寺師諫、三聖寺石林東光寺住持正具、新熊野別当法印権大僧都、主計助兼明法博士左衛門大尉坂上大宿禰、明法博士兼右衛門大尉、防鴨河判官美作守兼左衛門少尉中原朝臣などの署判が見られる。残りは検非違使庁の証明関係文書で、検非違使別当宣、検非違使庁下文、検非違使庁評定書の三通。

「建武四年寺領紛失記」以外の文書は貞治六年二月五日の

泉涌寺領撰津国潮江

新免事任渡状之旨下地於

一円被雑掌所渡付之状如件

貞治六年二月五日

僧朝深（花押）

主計允秀俊（花押）

泉涌寺長老上人御房

とある潮江新免関係文書、永和二年六月三日の近江国野州南郡播磨田郷十二条十五里二十六坪一段の沽却状案などがある。何れにしても文書類は少なく、内容は寺領関係に限られている。

三 室町時代の寺領関係文書

室町期の文書は足利義満、同義持の御判御教書、幕府奉行人奉書、守護遊行状等の武家文書、及び代々繪旨、九条家政所御教書、女房奉書等の公家文書、更に壳券、僧の書状等があり、これらはいづれも既に史料編纂所に採録済であるが、女房奉書の中には後小松上皇の御宸翰と目されるものも混入しており、未整理であるが、皇室関係の文書として注目に値するものと思ふ。この問題に關しての報告は後の機会に譲ることとし、今回は新たに採録した塔頭観音寺等の幕府奉行人奉書等十通と併せて寺領関係のものを二、三紹介したいと思ふ。

(一) 摂津国潮江庄新免

潮江庄新免分は享祿三年九月二十日付繪旨案に「泉涌寺修正新所撰州塩江内新免分事、禁裏御寄附以来、為諸役無課之地直務当知行無相違処、号代官職柳本彈正忠違乱在之云々」とある。潮江庄の新免分が泉涌寺の寺領となつたのは永仁四年六月一日付六波羅御教書に「泉涌寺領撰津国潮江新免雜掌円実」と載せていることから永仁四年以前に遡ることが出来る。その後当所は室町時代を通じて泉涌寺の直務が行われたものと思われる。文明十四年には六月十日付「当院雜掌」宛の元長署判一通と同日付長盛署判一通があり、共に泉涌寺の直務を確認したもので

ある。元長署判のものは、

泉涌寺領撰州潮江新免分事、為直務当知行云々、任去三月廿六日御奉書旨、弥領知不可有相違状如件

となつており、長盛署判のものは「任三月廿六日御奉書旨」が「任今月十日御折掃旨」となつて、以外は全く同文である。「三月廿六日御奉書」は散秩して伝わらないが、これは恐らく幕府奉行人奉書と思われる。そうとするならば元長は撰津守護細川政元の奉行人であり、長盛は守護代、或は守護代々官と推定される。

直務という経営内容が、この場合如何なるものであつたらうか。享祿二年十二月十一日付柳本彈正忠宛幕府奉行人飯尾堯連、松田秀俊連署奉書に「泉涌寺雜掌申撰州塩江新免事、為直務当知行之処、号森八郎左衛門尉領有違乱し候云々、以外次第也」とあり、文章上違乱の主体が明確でないが、天文七年九月二十日付飯尾元運署判幕府奉書に「先々年号柳本彈正忠代官職違乱条」の文言がみえ、この場合は明らかに柳本彈正忠が代官職を号して違乱したことを表わしている点を考えると、享祿二年の違乱は森八郎左衛門尉の違乱であろうと推定される。この森八郎左衛門尉に対する違乱停止が柳本彈正忠に対してなされているので柳本が当所と極めて密接な関係を有していたことが推定される。翌享祿三年になると、前述の同年九月二十日付繪旨案に「号代官職」して違乱したと柳本彈正忠自身の違乱が問題と

なる。或は享祿二年の違乱と内容は同じであるのかも知れない。享祿三年、天文七年に柳本弾正忠の違乱が「号代官職」したことにあると認識されているのをみれば、当所の経営が直務上使による直接経営であったと推定するのも強ちに無理ではあるまい。

なお、天文七年の幕府奉書は「当所名主百姓中」に宛てたもので、文章に多少難はあるが、「万一寄事お左右令難渋者、可入遣責使候也」の文言があり、具体的な処置を示した点で興味あるものである。

(一) 山城国愛宕郡宇河原城

河原城について詳しい事は不明である。これは愛宕郡の九条二坊五町にある一町の田地であるが、応永三年に至って平野社との間にその帰属をめぐっての相論があった。応永三年十一月三日付の左大史某の判文によれば、九条下司康基なるものが当所を平野田と称して下地を違乱したというのである。結論は平野社領が紀伊郡及び葛野郡にあって愛宕郡にないということから康基の違乱を停止せよというものである。同年十一月二十七日付左大史の書状に「泉涌寺領九条堀川河原城、号平野田違乱之条無其謂候歟、且神主兼内非愛宕郡内之由、注進分明白後、可止其綺之由、被仰当所下司康基了、可令存知給之旨也」とあって、公家方の裁許が二十七日以前になされたことを示している。これに基づいて幕府が遵行するが、同十二月二十一日付の

文書に、

泉涌寺雜掌中山城国

愛宕郡内九条二坊五町老

町宇河原事任去十一日御教書

旨退九条下司基康違乱可

沙汰付寺家雜掌之状如件

応永三年十二月廿一日 沙弥(花押)

牧新左衛門尉殿

とある。「去十一日御教書」は管領斯波義将署判山城守護結城越後守満藤宛御教書である。牧新左衛門尉が如何なる人物か明らかにし得ないが、或は守護代であろうか。署判は足利義満のものと思われる。正式な管領署判の御教書の後に恐らくは直接の施行者であると思われる人物に宛て義満個人の御教書が発給される点は將軍権力の構造を考える上で一つの示唆を与えるものである。

(二) 山城郡紀伊郡苦手里

苦手里三十三坪にある田地一町で、比々田と号したものである。永仁六年十一月日付九条家政所下文に依れば、沙弥運性が由緒あって相伝していたものを泉涌寺に寄進されたものという。永仁六年には九条家領内と称して沙汰人等が押領したことが問題になっている。同文書に依れば九条道家の時にも問題となり「件名田全非御領内之条」を確認した上、更に当時点で若

干の寄進が行われたようであり、この永仁六年の下文を確認した応永五年八月十五日付九条家政所御教書にも「東九条御領内」と表現されているので、九条家領とかなり入組んだ関係にあったものと思われる。

その後、享徳、康正期には山門雑掌が日吉田と号してこれを押領したことから事態が紛糾する。康正元年十二月二十九日付幕府奉行人奉書には、「泉涌寺雑掌申山城国紀伊郡内苦手里老町事、被取問状御教書被成、不及糺明就遵行、号日吉田動致違乱云々、太不可然、早可被停止其締者也、仍執達如件」とある。

署判人は飯尾為教、布施貞基であり、宛所は山門雑掌である。文章に少々難があるが、享徳二年の幕府奉行人奉書に「依山訴雖被成御教書」の文言があることからすると、山門の訴訟によって支証の糺明なく御教書を発給してしまつたらしい。これに対して泉涌寺で応訴したところ、「永仁以来証文明鏡之上者」(享徳元年十二月十八日付馬状五郎左衛門尉宛守護代国助遵行状)「追而可有糺明之間」(享徳元年十月十一日付飯尾為教、布施貞基連署奉書)当知行に任せて泉涌寺の寺務を全うせよという奉書を出さざるを得なかつた。ところが山門は初めの御教書に拠つてその締を止めなかつたことから、かかる幕府奉行人奉書の発給となるのである。享徳元年には前記守護代宛為教、貞基連署奉書、そして守護代国助遵行状、更に同十二月十九日付忠吉署判の遵行状があるが、この忠吉は恐らく国助遵行状の宛所

馬伏五郎左衛門尉であろう。どうやらこれが山門宛御教書を改めた最初のものであるらしい。翌享徳二年には九月二十七日付で再び守護代宛に「任当知行之旨、可被全寺家所務由」の幕府奉行人奉書が出され、国助、忠吉の遵行状が出される。享徳元年、康正元年には奉行人が飯尾為教であるが、享徳二年には飯尾為種(永祥)に替っている点を付加しておく。

この寺領は享禄二年六月十八日付幕府奉行人の連署奉書を以つて安堵されている。

(四) その他

応永十七年十月五日付足利義持袖判御教書がある。これは若狭国遠敷(西カ)郷守國、貞枝公文名と同名田庄中村楨(谷、源谷名等の守護役を免許して守護使の入部を停止したものである。なお、この地名については再考する必要がある。

永正十七年九月五日付幕府奉行人飯尾貞運、斉藤時基連署奉書は泉興寺領城州所々を泉涌寺の進止とする論旨の施行状である。

小松谷本願寺領城州所々散在分について、享禄元年から同四年にかけて毎年その主体は違うが違礼停止の飯尾為清署判の幕府奉行人奉書が出されている。享禄二年分のみ緒方又三郎宛で他は名主百姓、所々百姓宛である。或は泉涌寺が管領していたものであろうか。なお、為清署判の奉書としては享禄元年十月十日付のものは比較的早いものであろう。

(四) 観音寺田五段

塔頭の観音寺の文書が十通あり、いづれも永正十三、十四年の今村兄弟の連乱に関するものである。この観音寺領は雲龍院が別当として管領していたものである。なお、同文書は次の十通である。

- I 幕府奉行人奉書 永正十三年 八月 九日
 - II 幕府奉行人奉書案 (永正十三年) 八月 九日
 - III 守護奉行人奉書 永正十三年 九月 十日
 - IV 守護奉行人奉書案 (永正十三年) 九月 二十二日
 - V 守護奉行人奉書案 (永正十三年) 九月 二十六日
 - VI 幕府奉行人奉書案 (永正十四年) 七月 十三日
 - VII 幕府奉行人奉書案 (永正十三年) 八月 二十一日
 - VIII 幕府奉行人奉書案 九月 二十三日
 - IX 幕府奉行人奉書案 九月 二十八日
 - X 守護奉行人奉書 (斷翰) 九月 十六日
- I は正文であり、今村兄弟との確執の起因が述べられているので少々長文であるが左に掲げる。
- 新熊野観音寺 順礼堂 領寺 辺田地
 五段^田 事 先年一旦為円朝僧於
 看坊預置彼堂之処対源藏主令沽却候也
 件源藏主死去之条称其相続今村源左衛門尉
 同藤左衛門尉掠領之。若有子細歟之旨被尋

仰之処円澄為寺家造管令沽却之間源藏主
 致買得寄附福聚院之趣雖支申候也於当堂
 者真祐僧致勸進遂其功奉加帳才分明也然
 上者今村支状之旨太以無謂所詮被返付之訖
 早退彼才押妨如元全領知可被專当堂與隆之
 由所被仰下也仍執達如件

永正十三年八月九日

近江守(花押)
 散位(花押)

雲龍院雜掌

署判人近江守は飯尾貞運であり、散位は恐らく松田秀俊であらう。

II は I の裁許を山城守護大内義興に施行したもので文章は裁許の論拠を「被遂御礼明之処」と簡略化しているが同趣意のものである。署判人は I と同じである。

III は「任去月九日御下知之旨」せての打渡状であり、署判人は大内義興の奉行人杉兵庫助貞重である。

IV は喜什弘頼、杉貞重の連署奉書案である。

新熊野観音寺 順礼堂 領寺 辺田地五段事、可停止今村押妨之由、対当所社家中去八月廿一日雖被成御下知候、不能承伏、剩刈取彼作稻之由、雲龍院被申旨、冷泉民部少輔殿被遂披露早、以外次第也、所詮於刈取作毛者令糺返、至下地者聊不可成繕之由、堅被相触今村源左衛門尉同藤左衛門尉兩人、可被沙汰

渡寺家雜掌、右奉書案文對裏副違者也、仍執達如件

永正十三

九月廿二日

弘頼判

貞重判

新熊野社家中

Vは日付が四日後であるが、全く同文のものであり、宛所も同じである。注目すべき点はこの二通が、幕府奉書の遵行の形でなく、守護独自の発給であることである。

VIは新熊野社家中宛であるが、署判人が諏訪長俊、松田英致に替っている。内容は勿論今村兄弟の濫妨停止であり、就中IV、Vで問題となった刈田行為の停止が主題となっている。

VIIは飯尾貞運、松田秀俊の連署奉書案で「今度被遂御糺明御成敗之処、今村不能承引尚以令進退云々、以外次第也、早停止彼濫妨、可被沙汰付寺家雜掌之由」を内容とするものである。

この文書には「永正十二」の注記があるが、これは「永正十三」の誤記であろう。理由は、第一に刈田の行為に触れていないことが挙げられる。IVに於いても既に問題となりIVでも問題としている刈田の行為に言及しないのは、行為後の奉書として不備である。第二に、VIでは「去年被遂糺明」と明確な表現をしているのに対し「今度被遂御糺明」という表現であり、「今度」は必ずしも「去年」を意味するものではなく、むしろ「今年」を表現しているにふさわしい。第三に、IVに「去八月廿一日雖被成御下知候」とあり、VIIの日付八月二十一日に合致する。

第四に、VIで既に奉行人が諏訪長俊、松田英致に替っているのに再び飯尾貞運、松田秀俊署判は矛盾である。以上四つの理由に依ってこれを永正十三年のものとして推定するのである。

VII及びIXは同内容のものであり、VIIIは今村兄弟宛、IXは新熊野社家中宛と共に長俊、英致連署である。ここでは「以多人數知取作毛帶兵具条云、及狼藉条云、背故戦御法云、違背度々御下知難通其咎」とその違法の条々が列挙されている。発給年は、VIIIと逆の同理由により永正十四年と推定される。

XはVIIの裏打に使われた断翰で「……遂披露事……」の本文と日付署判のみであるが喜付弘頼、杉貞重の花押を載せているので付加しておく。

四 近世泉涌寺の寺領

泉涌寺の近世の寺領関係史料は、秀吉時代の判物・朱印状の正文と、江戸時代の將軍の判物・朱印状の写しが主に現存する。これらの史料から、泉涌寺の寺領の変遷を簡単に述べてみたい。

最初の史料は、天正十三年十一月二十一日の秀吉の判物で、各地に散在していた寺領を、泉涌寺郷二百四十九石と、横大路（山城国紀伊郡で現京都市内）二百四十四石にまとめて秀吉が寄進した、という内容のものである。同日附で寺領目録が出さ

れていて、これには秀吉の朱印が押ししてある。この目録によれば、泉涌寺廻りで二百四十九石六斗、横大路で二百四十四石、合せて四百九十四石とあって、石未満を四捨五入しているものと思われる。

天正十七年十二月朔日には、寺の門前・境内の地子以下の事を免除される旨の秀吉の朱印状が出されていて、ここで公役のかららない寺領が確立する。その直後、同年十二月十日の秀吉の朱印状で、泉涌寺領内大仏敷地の入替として、今熊野の出来の内十三石五斗五升を宛行われた。そして同じ日に泉涌寺の塔頭の一つである来迎院に朱印状が出され、山城国山科郷内の替地として今熊野の出来五十四石が与えられた。

文禄四年十月二日の秀吉の朱印状で、丹後国上湖摩村の替地として、同国船井郡の青戸村内の四十石を与えられ、ここで秀吉時代の寺領の変動が終わり、泉涌寺の朱印地（来迎院の分は含まない）は、五百四十七石一斗五升となった。

江戸時代にはいっても、秀吉が寄進した寺領と、諸役を免除したことはそのまま承認されている。家康は諸大名の領知を、領知の判物などを出して安堵していくと同時に、寺領に対しては順次その作業をなしていった。泉涌寺に対しては、元和元年七月二十七日に「知行之目録（同日附の家康の判物写）」を出して、秀吉が寄進した、泉涌寺廻り三百十七石一斗五升、横大路村二百四十四石、丹波国森村四十石、合せて六百一石一斗五

升を安堵し、門前・境内の諸役を秀吉の時代と同じように免除した。この際、天正十七年十二月十日に来迎院へ給与した五十四石は、来迎院の院領としてではなく、泉涌寺の寺領に含めて、一緒の判物を与えられている。また、年号が前後するが、文禄四年に与えられた丹波国青戸村は、慶長七年九月十七日に、丹波国代官権太三郎の親の指示で、船井郡森村に替地となっている。

以下、同様の内容（但し、寺領の合計が六百一石一斗余となる）で、元和三年七月二十一日に秀忠の判物、寛永十三年十一月九日に家光の判物、寛文五年七月十一日に家綱の朱印状がそれぞれ出された。

延宝六年十月附の、「新加知行所付」の写しによると、山城国乙訓郡上羽村二百九十二石二斗、同郡勝竜寺村の内で百七石八斗、合計四百石が新たに家綱より寄進され、寺領はすべて千一石一斗余となる。この四百石の新寺領が寄進されたことは、徳川実紀の延宝六年九月十八日条に記事がある。しかしこの四百石分は「新加知行所付」の記載によれば、寺で直接に支配したのではなく、四百石の田畑より収納される物成で渡されている。すなわち二村を支配下に置いているその当時の幕府の代官である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石分の物成を延宝六年より泉涌寺へ渡すように申入れている。従って百五十石前後の米を寺納したのである。

延宝六年以後の朱印状は、寺領が千一石一斗余の記載となり貞享二年六月十一日の綱吉、享保三年七月十一日の吉宗、延享四年八月十一日の家重、宝暦十二年八月十一日の家治、天明八年九月十一日の家斉、万延元年九月十一日の家茂の各朱印状の写しが残っている。将軍家宣・家継・家慶・家定・慶喜のは無いが、諸大名に下される領知判物や朱印状の出された年と、朱印地（寺社の諸役免除の地）に対して出される年を比べてみると次のことがわかる。初期はまちまちだが、家綱以降は大名に出された翌年に寺社に出されていて、家斉以降は大名と同じ年であるが、大名より数カ月遅れて出されるようである。ところが大名の領知判物や朱印状は、家継と慶喜の代には出されていないことから、泉涌寺に対しても出されなかったことは間違いないなからう。

また家宣のは、大名に判物・朱印状を出した年に没しているもので、この時も寺に朱印状が存在しないのもうなずける。しかし家慶と家定の代のものは他の寺には現存しているところがあるが、泉涌寺には残っていない。あるいは写しが残らなかったのかもしれない。

以上、天正十三年より寺領の変遷を追ってきたが、まとめると、天正十三年時は四百九十三石六斗で、天正十七年に五百七石一斗五升（来迎院へは五十四石別朱印で与えられている）になり、さらに、文禄四年に五百四十七石一斗五升（他に来迎院

へ五十四石）となった。江戸時代にはいり、元和元年に来迎院の別朱印の院領を一緒にして、六百一石一斗五升となり、延宝六年に増領があつて千一石一斗余となつて、維新に至るわけである。

この寺領は泉涌寺全体に幕府が寄進したもので、これを泉涌寺内の各塔頭に分配している。また、何らかの由緒で個々の塔頭に、別に幕府から寄進されているのがある。悲田院の九石と長福寺の九石八斗である。これらはいづ寄進されたか不明である。

ここに「泉涌寺惣山知行目録」というのが現存し、各塔頭に寺領を分けた様子がわかるので、原文のまま引用する。

泉涌寺惣山知行目録

- 一 四百八拾石壹升 方丈領
- 一 内四百石者新加
- 一 五拾石六斗七升貳合 雲龍院
- 一 貳拾七石五斗 揚柳寺
- 一 參拾貳石八斗六升六合 悲田院
- 此外九石別御朱印西院村
- 一 一百四石五斗六升三合 来迎院
- 内五拾石余者自往古別御朱印ニ而御座候所、権現様御朱印被三成下一候時分御断申上、惣山御朱印之内江一所頂戴仕候、

- 一 三拾九石四斗貳升五合 法音院
- 一 拾七石八斗五升 壽命院
- 一 拾七石三斗壹升四合 照善院
- 一 七拾九石三斗 法安寺
- 一 貳拾九石 善能寺
- 一 五拾三石貳斗七升四合 新善光寺
- 一 參拾六石七斗七升 長福寺
- 一 此外九石八斗別御朱印西院村
- 一 貳拾石壹斗貳升 行者
- 一 拾貳石四斗四升貳合 無地不足

都合千壹石壹斗余

以上の通りである。

近世の泉涌寺領について主に朱印状に基づいて簡単に述べたが、他の関連史料と結びつけて考察すれば、近世の寺領の在り方の一端を窺うこともできよう。

五 泉涌寺近世史料

泉涌寺の靈明殿の東に鎮まる陸墓を総称して泉山陵という。

そこには八十七代四条天皇の他、百八代後水尾天皇から百二十一代孝明天皇までの江戸時代の歴代天皇及び將軍徳川秀忠の娘

で後水尾天皇の中宮となった和子(東福門院)をはじめとする皇后・中宮の御陵がある。このことから泉涌寺は近世において皇室に最も関係の深い寺であり、皇室及び徳川幕府から特別な待遇を受けていた寺であることが知られる。それら歴代の天皇皇后の葬礼、法要関係の史料は、膨大な量がひとりづつ整然と箱に入れられ保存されており、やや特殊な史料とはいえ、従来軽視されがちであった江戸時代における朝廷と幕府・諸大名の関係、朝廷及び公家・武家の財政状況の一端を知り得る好史料群であると思われる。しかしながら近世史料の調査はまだ始めたばかりであり、御宸筆、遺品、寺領支配関係史料とともに今後の調査に期待することにして、本稿では第一次第三次調査で整理済の論旨、戦国大名史料、御遠忌関係史料の簡単な紹介を行なうことにしたい。

論旨には次のものが現存している。

○正親町天皇 永祿三年十二月廿九日

// 十年三月一日

// 十一年十一月廿一日

天正十二年九月八日

○後陽成天皇 慶長十五年八月五日

// 十八年十二月十四日

○後水尾天皇 寛永三年二月廿四日

// //

寛永六年二月廿八日

〃

〇明正天皇 寛永十九年三月廿二日

〃 十九年九月十五日

〃 廿一年三月十八日

正保二年十月朔日

内容は大部分住持職補任の件と、伽藍修造の為募金許可の件である。右のうち多くは東大史料編纂所によって影写本が作成され「史料綜覧」にも泉涌寺文書として出ているが、脱落しているものもある。後水尾天皇の寛永三年、同六年の四通の繪旨は各々玉秀上人と元昶上人宛に住持職補任、紫衣許可を行なつたもので、所謂紫衣事件に関する重要な史料といえよう。以上十五点の他に文政九年の「勸家差出諸願書類控記」には享保十年、安永三年、天明年中の各々中御門、後桃園、光格天皇の繪旨の写があり、そのことから御遠慮直前の延宝三年、文政七年頃にも各々靈元、仁孝天皇の繪旨が出されたと思われるが目下のところはみあたらない。

次に、注目すべき史料として、織田信長の黒印状一通、豊臣秀吉の朱印状九通、徳川家康以下將軍家の朱印状が十一通ある。寺領に関するものは第四章ですでに触れているので、以上のうち信長の黒印状、秀吉の朱印状四通について次に若干のべてみたい。

信長の泉涌寺造営に就いての黒印状の日付は十二月十五日、

宛名は中山前大納言、庭田大納言、勸修寺大納言、甘露寺中納言である。大正五年発行の「大日本寺院総覧」の泉涌寺の項には何によつたかは不明であるが「天正三年、信長、正親町天皇の勅を奉じて再興に力め、寺領四百石余を寄せ云々」とある。

また、「史料綜覧」も天正三年としているが、前記四人の公卿の官職を調べてみると、該当する年代は天正三〜六年であり、「叡慮之趣重而示給被申付候」とあることより天正四〜五年のものであらう。寺領四百石余に関してはこの文書には何もふれられていない。

秀吉の朱印状四通はいずれも年号が書かれていないが、うち三通は文祿の役の際のものと思われる。最も長いものを一例左記に示そう。

為二名護屋見廻一祈禱卷教并帷子二、遠路到来悦思食候。於高麗事、新羅、百濟、高麗朝鮮國悉平均被仰付先勢唐境被差遣候猶民部卿法印被仰聞候通木下半介可申候也

六月十五日（朱印）

泉涌寺

文祿元年六月十五日は、小西行長、黒田長政らが大同江を渡り戦わずして平安道平壤城を陥れた日であり、秀吉が得意の絶頂にあった頃である。民部卿法印は前田玄以のことであるが、木下半介に関しては不明である。右の他五月廿一日付、八月十

七日付のものは在陣見廻として、扇子、帷子等を泉涌寺が贈ったことに対する礼状である。年代は文禄元年、同二年と思われる。他の一通は年甫祝儀の御礼状で、二月二日の日付があるが年代は不明である。以上四点は「史料綜覧」には全くみえないことを申添えておく。

以上の他、前田玄以の書状二点、松永弾正久秀書状四通（弘治三年十月三十日）天正元年八月十五日の勧修寺宛の泉涌寺仏牙舍利に関する毛利輝元の書状、卯ノ十七日北条氏政書状等戦国末期の武将の書状が若干現存するが、これらの内容の検討は後日に譲りたい。

次に調査済の近世史料のうち最も多い開山国師俊苾の御遠忌関係史料について述べよう。冊子類、状物等あわせて七百五十余点あり、延宝四年の四百五十回忌は「香資奉納帳」の他は数点現存するのみであるが、享保十一年、安永五年、文政九年の五百、五百五十、六百回忌のものは質量ともかなり充実した史料群である。時代が降るにしたがって現存する史料も豊富、複雑となり整理も容易でないが、庭儀舞楽曼荼羅供の式次第、絵図、日並記、什物帳等御遠忌の実態を知る上で不可欠の史料が豊富に残存している。なかでも「金銀請払勘定帳」「諸音物帳」「出入方香資之留」等の財政関係史料が注目される。文政九年の「金銀請払勘定帳」によると開山国師六百回遠忌の際の惣収入は銀七十貫三百七十九匁八分四厘二毛とあり、惣支出は銀七

十貫六十二匁六分三厘二毛、残高三百七十九匁二分一厘は奉獻へとある。惣収入は金にして約千二百二十三兩余であり、朝廷・公家・武家・諸末寺・塔頭からの寄付金が、その主な財源であった。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、京都所司代、小堀・上林ら幕府代官も含まれており興味深い。

支出も明細が逐一記されており、御遠忌の際には、唐招提寺、西大寺、東福寺、建仁寺等から粥料その他の名目で寄付金が贈られており、当時の寺社間の交際関係を知ることができる興味深い史料である。「香資奉納帳」には泉涌寺出入商人の大江、銀治屋、油屋、表具屋、塗師、仏師、机屋、八百屋等の名も記されており、また、泉涌寺領の横大路、勝竜寺、上羽村、今熊村、丹州森邑が庄屋個人または、惣百姓中という形で香資を奉納していることが注目される。前者は十数点現存する見積書等をおわせてみれば当時の京都の商人の実態を一部分乍ら知ることができ、後者は寺領民の意識形態の一端を知ることができ、史料であろう。他に重要なものとしては「勸家差出諸願書類控記」「諸向江書札之留」「伝奏窺済ヶ条覚」等があげられよう。勸家とは寺門伝奏勧修寺家のごとで控記には、繪旨など重要書類が記されている。泉涌寺と勧修寺との間の連絡は、立入弾正忠、三宅右衛門尉、速水左衛門尉という三人の雑掌がとりもっていたと思われる、彼らとの往復書簡類が多数残存し、彼らの名が諸書に散見するのはそのためと思われる。「諸向江書札之留」

には全国の諸末寺への遠忌に関する口上書、諸末寺からの返事が写されているが、薩摩、長州の場合は藩の寺社役の書状も同時に記されていることが注目される。(これらの原史料の殆んどは現存している。)右の他幕府寺社奉行からの質問に対する返答書が若干あり、寛政から明治までの「日記」がほぼ累年現存していることも忘れてはならないことである。いずれにせよ

近世史料は大部分が未整理であり、今後の調査に期待することとして結びとしたい。

〔付記〕

以上執筆担当者は次のとおりである。大三輪龍彦(第一、第二章)、村尾元忠(第三章)、松平秀治(第四章)、山中清孝(第五章)